

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」  
中間とりまとめに向けた論点整理資料

平成14年2月20日(水)

## 1. 医療法人の理事長要件について

### (1) 現状・経緯

- 富士見産婦人科病院事件を契機に、医療の適正な提供を確保する観点から、医療法改正を行い、理事長を法制化するとともに、原則医師又は歯科医師とする要件を創設。(昭和61年)
- 「医療審議会医業経営と患者サービス向上に関する小委員会」における議論を踏まえ、運用を弾力化。(平成10年)
- 緩和後の基準により認可された件数は65件であり、その大部分は「過去5年以上経営が安定している」との基準によるもの。

### (2) 基本的考え方

- 医療法人の理事長要件については、昭和61年に法改正により創設されたものであるという経緯や、平成10年当時の医療審議会における議論を十分踏まえる必要があるのではないか。
- 理事長要件を廃止すべき理由として、「経営と医療管理の分離によって医療機関経営の運営の効率化を促進する」ことが挙げられているが、理事長要件創設の背景にある「適正な医療の確保のためには、法人運営(経営)と病院(医療)管理は一体であるべき」との考え方は依然として有力なものではないか。
- 病院関係団体の意向調査において、「現状維持」と「廃止あるいは緩和」が相半ばしている状況も考慮する必要があるのではないか。

### (3) 対応の方向

- 医療法人の理事長は原則医師又は歯科医師とする現行の考え方は維持した上で、「合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を廃止すべきである」との総合規制改革会議の提言、平成12年度における関連事務の自治事務化等も踏まえ、その運用の一層の弾力化により、理事長要件の更なる緩和を図ることが適当ではないか。
- 具体的には、認可すべき事例を限定列挙している現行運用基準を改め、都道府県が個別ケースを審査の上、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には認可する方向で検討すべきではないか。

## ○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（抄）

(昭和六一年六月二六日健政発第四一〇号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

### 2 医療法人の理事長

- (1) 法第四六条の三第一項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。
- (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合に限り、行われるものであること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する医療法人については、(2)の規定にかかわらず、法第四六条の三第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。
  - ① 過去五年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている既存の医療法人
  - ② 特定医療法人又は特別医療法人
  - ③ 地域医療支援病院、へき地医療機関等地域医療の確保において重要な役割を担っている医療機関を経営している医療法人
  - ④ 都道府県医療審議会が認めた第三者による医療機能評価機関により優良であると認められた医療機関を経営している医療法人
  - ⑤ ①から④までの要件に該当する以外の医療法人であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとするに当たって、当該者、理事のうち親族関係を有する者及び特殊の関係がある者の合計が、理事全体の三分の一以下である場合であって、かつ、適正な運営がなされていると都道府県医療審議会が認めたもの

- ⑥ 理事の三分の二以上が医師又は歯科医師である医療法人であって、相当の学識を有するものとして都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの
  - ⑦ 役員構成等が公正な医療法人であって、次のいずれかに該当する者のうち、医療に関する相当の知識を有する者として都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの
    - a 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が七年以上あった者
    - b 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が七年以上あった者
    - c 医療経営学、医療経済学に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者
- (4) (3)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。
- (5) (2)及び(3)に掲げるもののほか、この規定の施行日（昭和六一年六月二七日）において存在する医療法人については、次のような場合にも認可されるものとする。
- ① この規定の施行日において医師又は歯科医師でない者であって、理事長の職にあったものが、改正法附則第六条に規定する経過措置の期間後も、引き続き理事長に就任しようとする場合
  - ② この規定の施行日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合
  - ③ この規定の施行日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

医療審議会医業経営と患者サービス向上に関する小委員会における医療法人の理事長要件に関する論点整理メモ

規制維持の意見	規制緩和の意見
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 理事長要件について議論するに当たっては、富士見産婦人科事件を契機として理事長要件が設けられた状況や改正の理由等について、十分議論することが必要。</li><li>○ 適切な医療提供という面からは理事長は医師であった方がいいと言うことになるのではないか。</li><li>○ 効率的な医療、経営の安定化を図るという面は、理事会の構成の中でそれを考えていけば十分足りるのではないか。</li><li>○ 新設法人の段階から医師以外の理事長を選ぶとすれば、営利的法人の参入が可能となることから、非営利性が崩れる可能性があるのではないか。</li><li>○ 理事長要件をなくすと営利を追求するという理事長が出てくる可能性があり、乱暴な診療行為が行われる可能性があるのではないか。</li><li>○ 今後の医療の提供体制やありかた、或いは地域におけるニーズを汲み取って、医療法人の運営をどう決めていくかという最終判断は理事長が行わなければならないのではないか。そのような観点からは医師が理事長になるということが重要ではないか。</li><li>○ 頭から医療法を改正して、理事長は誰でもいいということになれば、かえってリスクが大きくなる。何らかのコントロール機関は必要ではないか。</li><li>○ 非医師が理事長になったときのリスクを、十分討論せずに結論を出すのは早計ではないか。一概に規制緩和の流れに乗って、緩和し、また規制するというような結果にならないように、慎重に議論し結論を出すべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 富士見産婦人科病院事件は理事長個人の問題と見るべき。</li><li>○ 患者の立場から見れば、経営の面は専門家をお願いして、医師が安心して臨床をする環境づくりをしていただくというのではないか。</li><li>○ 今後、医療についてもやはり効率化を図っていくことが必要であり、そのためには医業の副業としてできるものではなく、相当の能力が求められる。また、医師の側から見ても、医師はオールマイティとみるような考え方は長期的に見てマイナスではないか。</li><li>○ 理事長要件の問題が、営利法人の参入問題と全く関係がないというのは言い過ぎかもしれないが、少なくとも切り離れた形で議論することはできるのではないか。</li><li>○ 消費者団体は、医療法人に比べて民間の会社がより営利を追求しているといった認識は持っていない。経営的なことに関してはむしろ同列に捉えている。その点からすれば、理事長が医師あるいは歯科医師でなければならないという理由はないのではないか。</li><li>○ 理事長要件については、規模によって、個々の事情によって、自由裁量に任すべき、むしろ原点にかえって、本当に非営利性の医療の運営というのはどうあるべきかということが、はっきり分かるのであれば、理事長が医者であるか否かは問題ではないのではないか。</li><li>○ これから、非医師であっても、医療というものに関して、理念と哲学を持っている人も出てくるので、悪いケースばかり考えるのはどうか。</li></ul>

## 自治事務について

- 平成 12 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、従来の「機関委任事務」は廃止され、戸籍、国政選挙など、国が本来果たすべき事務（法定受託事務）を除いて自治事務とされた。

この際、医療法人の理事長の特例認可を含む医療法人の許認可事務、病院の開設許可等についても自治事務とされた。

- 自治事務とされた事務の処理については、原則として地方公共団体の裁量に任されており、法律の根拠なく、事務の実施基準や実施方法に必要な以上の関与を行うことは不相当とされている。

## 2. 医療機関の経営情報（決算情報）の開示について

### (1) 現状・経緯

- 医療法人については、決算を毎会計年度都道府県に届け出ることのほか、決算関係書類の債権者への閲覧が義務づけられている。
- 医療法人に比べて、経営の透明性が高いとの指摘がある株式会社については、株主及び債権者への決算書類の閲覧が義務づけられているほか、貸借対照表又はその要旨の公告が義務づけられている。ただし、現実に公告を行っているのは、極めて少数であると言われている。
- 公益法人、社会福祉法人等においては、決算関係書類の積極的開示促進策が近年講じられている。

### (2) 基本的考え方

- 決算状況など経営情報の開示が行われることは、医療法人運営の透明性や医療法人に対する国民の信頼感を高めるために望ましいことではないか。
- しかしながら、決算関係書類の開示を医療法人に一律に義務づけることは以下の理由から困難ではないか。
  - ① 法人運営の監督、債権者保護の観点からすれば、現行の枠組みで十分な担保がなされていること。
  - ② 患者が医療機関を選択する際の情報として、決算に関する情報が不可欠とは言い難いこと。

### (3) 対応の方向

- 決算情報の自主的な開示が促進されるための周辺環境を整備することを基本としつつ、公費による補助や税制上の優遇措置を受けている法人等については、積極的な開示を要請すべきではないか。
- 開示される決算情報の正確さを担保するため、内部監査の充実や大規模法人における外部監査（公認会計士又は監査法人による監査）の導入を促進するべきではないか。
- 医療機関や医療法人の会計基準のあり方についても専門的な検討を行うべきではないか。

## 医療法人の決算の仕組みについて

- 決算書の提出  
医療法人は、毎年決算書（財産目録、貸借対照表、損益計算書）を都道府県知事に提出
- 決算の開示  
医療法人は、財産目録等を事務所に備え置き、債権者に対し開示
- 会計  
病院を開設する医療法人は、病院会計準則により会計処理
- 病院会計準則  
昭和40年に、企業会計原則に基づき作成。昭和58年、企業会計原則の改正等に伴い、全面改正。  
近年、企業会計ではキャッシュフロー計算書や時価会計等の導入が進められており、病院会計準則の見直しが必要との指摘も存在。



## 医療法人と他法人との比較

	医療法人	株式会社	民法法人	社会福祉法人	学校法人
監事	・理事又は法人の職員との兼職禁止	(監査役) ・会社又は子会社の取締役又は支配人その他の使用人との兼職禁止	・理事との兼職禁止	・理事、評議員又は法人の職員との兼職禁止 ・他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと ・1人は財務諸表等の監査し得る者であること (各役員について、その役員、配偶者及び3親等以内の親族が役員数の2分の1を超えてはならない。)	・理事又は法人の職員との兼職禁止 (各役員について、その役員、配偶者及び3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。)
公認会計士又は監査法人による外部監査	・病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。	・資本金5億円以上、負債200億円以上の会社は、公認会計士又は監査法人の監査が必要	・資産100億円以上、負債50億円以上又は収支決算10億円以上に対し要請	・公認会計士又は税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当	・補助金を受ける法人は財務計算書類について所轄庁の指定する公認会計士又は監査法人の監査が必要
経営情報の開示	・財産目録、貸借対照表及び損益計算書を社員に開示し、債権者の求めに応じ閲覧	・貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び監査報告書を株主及び債権者の求めに応じ閲覧 ・貸借対照表の公告	・業務及び財務等の資料(事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書等)を一般に閲覧 ・インターネットによる公開を要請 ・所管庁において提出資料を開示	・事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を利用希望者その他利害関係人に閲覧	・経営情報に関して自主的な開示を指導
法人税率	・30% ・特定医療法人22%	・30%	・非課税 ・収益事業22%	・非課税 ・収益事業22%	・非課税 ・収益事業22%

(参考2-3)

## 医療法人経営の規模別病院数

平成11年10月現在

病床数	病院数	割合(%)
200床未満	4,043	76.3
200～299	732	13.8
300～399	311	5.9
400～499	117	2.2
500床以上	96	1.8
計	5,299	100.0

### 3. 今後検討を深めるべき課題

(1) 医療法人運営の透明性を高めるための方策

(項目例)

- ・ 理事構成など組織、運営のあり方
- ・ 会計基準のあり方

(2) 医療法人の永続性、公益性を高めるための方策

(項目例)

- ・ 社団形式における持分の取り扱い
- ・ 特別医療法人、特定医療法人の普及策

(3) 医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を高めるための方策

(項目例)

- ・ 附帯業務など医療法人の業務範囲
- ・ 共同化、外部委託の活用、促進

(4) 経営の安定性を高めるための方策

(項目例)

- ・ 資金調達手段の多様化
- ・ 公的な支援策の在り方

(5) その他、医業経営の近代化・効率化を進めるために必要な方策